

○厚生労働省令第十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とし、第三十一号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げ、第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第三十九号とし、第四十五号から第五

十三号までを五号ずつ繰り上げ、第五十四号及び第五十五号を削り、第五十六号を第四十九号とし、第五十七号を削り、第五十八号を第五十号とし、第五十九号を第五十一号とし、第六十号を第五十二号とし、第六十一号を削り、第六十二号を第五十三号とし、第六十三号を第五十四号とし、第六十四号を第五十五号とし、第六十五号を削り、第六十六号を第五十六号とし、第六十七号から第六十九号までを十号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、七十二号を第六十号とし、第七十三号から第七十八号までを十二号ずつ繰り上げ、第七十九号を削り、第八十号を第六十七号とし、第八十一号から第九十一号までを十三号ずつ繰り上げ、第九十二号を第七十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十 (一H—インドール—三—イル) (ナフタレン—一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の

表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (四―エトキシナフタレン―一―イル) (二―オクチル―一H―インドール―三―イル) メタノン
及びその塩類

ニ (一―オクチル―一H―インドール―三―イル) (四―ペンチルナフタレン―一―イル) メタノン
及びその塩類

ホ (四―ヘキシルナフタレン―一―イル) (二―オクチル―一H―インドール―三―イル) メタノン
及びその塩類

ヘ (一―ヘプチル―一H―インドール―三―イル) (四―ヘキシルナフタレン―一―イル) メタノン
及びその塩類

ト (四―メトキシナフタレン―一―イル) (二―オクチル―一H―インドール―三―イル) メタノン
及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。)	一 直鎖状アルキル基 (炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。)

<p>二 直鎖状アルケニル基（炭素数が五のものに限る。）</p> <p>三 直鎖状アルキル基（炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基</p>	<p>二 アルコキシ基（炭素数が一又は二のものに限る。）</p> <p>三 フッ素原子</p> <p>四 塩素原子</p> <p>五 臭素原子</p> <p>六 ヨウ素原子</p>
--	--

八十一 (ニ―メチルー―H―インドール―三―イル) (ナフタレン―イル) (メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (二―メチル―一―ヘプチル―一H―インドール―三―イル) (四―ペンチルナフタレン―一―イル) メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
<p>一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七まで (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四) のいずれかのものに限る。)</p> <p>二 炭素数が八の直鎖状アルキル基 (当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。)</p> <p>三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基 (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル</p>	<p>一 直鎖状アルキル基 (炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。)</p> <p>二 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。)</p> <p>三 フッ素原子</p> <p>四 塩素原子</p> <p>五 臭素原子</p> <p>六 ヨウ素原子</p>

基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。
）。

四 直鎖状アルキル基（炭素数が三から五まで（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四）のいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基

第一条中第九十三号を第八十二号とする。

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。